

副本



令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎

被告 国

準備書面 (7)


令和7年1月29日

東京地方裁判所民事第3部A1イC係 御中

被告指定代理人

輿水 将利 

野澤 雅宏 


古瀧 孝明 

五十嵐 雅子 

内城 良 

廣田 和俊 

川崎 洋史 

堀川 武紘 

鈴木 剛 

関 俊吾 

浅野 隆教 

熊倉 彩 

被告は、本書面において、原告の令和6(2024)年12月12日付け準備書面(08)(以下「原告準備書面(8)」という。)及び令和6(2024)年12月24日付け準備書面(09)(以下「原告準備書面(9)」という。)における原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、従前の例による。

第1 原告の各主張に理由がないこと

1 処遇コ(昼夜居室処遇)について

(1) 原告の主張

原告は、本件センターが、令和4年2月21日に原告に対して昼夜居室処遇としたこと(以下「本件昼夜居室処遇」という。)について、受刑者の処遇は刑事施設の職員によって行われることが前提であり、刑事収容施設法は原告と刑事施設職員の接触を断つことを想定しておらず、本件昼夜居室処遇は両者の接触を断つ必要性、すなわち、受刑者と刑事施設職員との関係という他事を考慮していること、原告と他の受刑者との接触を絶つ必要性も認められないことからすれば、本件昼夜居室処遇には裁量権の逸脱又は濫用があり、国賠法上違法である旨主張する(原告準備書面(8)8ないし14ページ)。

(2) 被告の反論

被告準備書面(2)(2ないし9ページ)で主張したとおり、昼夜居室処遇に当たっては、当該刑事施設の事情に通曉し、直接その衝にあたる刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられているところ、本件センターにおいて、職員の個人情報の不相当な漏えいについては、原告のみならず、これに関係する職員の動静も含めて調査を行い、事案の全容を解明する必要があると認められ、原告を他の受刑者と同様に工場に出場させて不特定多数の職員や他の受刑者

と接触する機会を与えると事案解明の障害となるおそれがあったことからすれば、原告を本件昼夜居室処遇とした本件センター長の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用は認められない。

原告の前記(1)の主張は、独自の見解に基づくものであり、理由はない。

2 処遇コ(カメラ室処遇)について

(1) 原告の主張

原告は、本件センターが令和4年2月15日以降、原告をカメラ室に収容したこと(以下「本件カメラ室収容」という。)について、カメラ室収容の違法性に係る判断枠組みとして裁判例(甲69及び甲70)を示した上で、カメラ室収容は、一般の居室収容に比較して、プライバシーの制約による被侵害利益の程度が大きいとして、主に自傷や自殺などといった職員の巡回視察による監視では未然に防ぐことが困難な突発的な事故への対応の必要性を想定し、許容されているものと解するのが妥当であり、原告による本件センター職員の個人情報漏えい疑いに係る調査等を目的とした本件カメラ室収容は、必要性及び相当性は認められず、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があり、国賠法上違法である旨主張する(原告準備書面(8)14ないし21ページ)。

(2) 被告の反論

ア 刑事施設は、懲役等の刑の執行のために拘置される者等を収容する施設であり(刑事収容施設法3条1号)、受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものである(同法30条)。また、刑事施設の規律及び秩序は適正に維持されなければならない(同法73条1項)、この目的を達成するために執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穩な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない(同条2項)とされている。

このように、懲役刑の受刑者の収容を確保し、刑事施設の規律及び秩序

を適正に維持し、処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するには、受刑者を監視及び観察することが必要であると解されるから、受刑者は、刑事施設内において、前記各目的に従い、居室を指定され、監視又は観察の対象となることを基本的に受忍すべき立場にあるものと解され、そのために受刑者のプライバシー保護が一定程度制限されることはやむを得ないと解される。また、前記目的に鑑みると、このような監視はできるだけ間隙のないように行われることが望ましいというべきである。

そして、刑事施設における受刑者の居室の指定は、刑事施設の実情に通暁する刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられている(以上につき、甲70の控訴審判決である福岡高裁令和6年1月19日判決参照。判例秘書登載。なお、本判決は原審判決(甲70)を不当として原審被告(国)の敗訴部分を取り消している)。

イ 被告準備書面(2)(2ないし9ページ)で主張したとおり、本件カメラ室収容時において、原告には職員から不相当な方法で個人情報を入力するなどの疑いが生じていたところ、職員に対する籠絡行為は、刑事施設の規律及び秩序を破壊しかねない事態の一つであることから、とりわけ慎重な対応が求められるものである。そして、当該行為は、一般に密行的に行われることから、これを抑止・摘発して刑事施設の規律及び秩序を適正に回復するためには、当該行為をした疑いがある被収容者と当該行為を受けた疑いがある職員との関係性のみならず、他の被収容者や職員の関与者の有無・程度、再度の当該行為を行おうとする兆候の有無・程度等についても、相当期間にわたり継続的かつ緻密に動静を観察して対処する必要がある、しかも、これを明確な証拠として採証化しておく必要性が高く、そのために本件カメラ室収容に相当性も認められる。

したがって、本件カメラ室収容に至る経緯、目的も踏まえれば、本件カ

メラ室収容は、刑事施設の規律及び秩序を適正に維持するという目的に沿うものであって、本件センター長の上記判断に裁量権の範囲を逸脱・濫用があるとはいえず、国賠法上違法とはいえない。

ウ 原告は、カメラ室は一般居室と比較して職員が被収容者の排泄行為や自慰行為も視察できる点などから、被収容者のプライバシーの制約の程度が大きいなどと主張する(原告準備書面(8)16及び17ページ)。

しかしながら、カメラ室においては、居室の天井部分に設置されている固定式のカメラで居室内を撮影していることから、被収容者の排泄行為や自慰行為も撮影されるが、そもそも撮影対象は居室内全体を固定的に撮影する限度のものであり、ことさら排泄行為や自慰行為を撮影しているものではなく(なお、職員の巡回視察においても排泄音等は聞こえるものである。)、巡回による監視又は観察に比べて遮蔽範囲が小さいという違いはあり得るが、基本的に単独室と異なるところはなく、前記目的と対比して過剰なプライバシー侵害ということとはできない(前記福岡高裁令和6年1月19日判決参照)。

エ なお、被告が、被告準備書面(5)(19ページ)において、「被収容者をカメラ室収容とすることについて定めた内部規程はない。」と回答したところ、原告がカメラ室収容に関する本件センターの内部規程として、甲53(テレビ監視付単独室(第2単独室)へ収容する際の留意事項について)を証拠として提出した。

前記ア及びイのとおり、刑事施設における受刑者の居室の指定は、刑事施設の実情に通暁する刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられており、原告については、その動静を継続的かつ緻密に観察する必要があると判断したものであるところ、甲53は、原告が求めるような「裁量基準」(原告準備書面(5)84ページ)を定めた内部規程ではなかったため、被告は前記のとおり回答したものであることを念のため付言する。

3 処遇スについて

(1) 原告の主張

原告は、令和4年4月16日に原告の訴訟代理人弁護士から郵送された原告宛ての小包(本件差入物品)についての本件センターによる処理が甲43の規定に違反する旨、本件センターに甲81が送達されており、令和4年4月22日に原告と同弁護士との面会(以下「本件面会」という。)が予定されていることを本件センターが把握していた旨主張する(原告準備書面(8)22ないし25ページ)。

(2) 被告の反論

ア 原告の訴訟代理人弁護士から原告宛に届いた小包(本件差入物品)を原告へ引き渡すまでの経緯、本件差入物品が信書には該当しないことについては、被告準備書面(2)(9ないし13ページ)で主張したとおりである。

刑事収容施設法51条は、「刑事施設の長は、この節に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による被収容者に対する金品の交付(中略)について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。」と定め、かかる規定を受け、施行規則21条は、「法第51条の規定による被収容者に対する金品の交付(中略)についての制限は、次に掲げる制限をすることにより行うことができるものとする。」とし、同条1号イで「被収容者に対する金品の交付の申出(中略)の日及び時間帯」と規定している。そして、差入れについては、その対象物が刑事収容施設法46条1項各号に該当する場合には、差入人にその引取りを求めるものとされていることから、被収容者に対する差入れの申出があった場合、刑事施設の職員は、その差入物品について、刑事収容施設法44条1項3号に基づく必要な検査を実施することになる。そのため、刑事施設の長は、それに対応できるように、差入物品の受付業務や検査業務(以下併せて「差入業務」という。)に従事する職員をあらかじめ配置しておく必要がある。特に、差入

物品の検査は、刑事施設職員であれば誰でも同程度の検査が可能であるとはいえず、適正な検査を実施するためには、日常的に検査業務に従事している職員が担当するのが相当であるため、あらかじめ、そのような職員を確保、配置しておく必要があり、このような事情に照らせば、このような職員配置が困難であるにもかかわらず、差入物品を受け入れるとなれば、適正な検査を実施することができず、刑事施設の規律及び秩序に支障が生じるなど、刑事施設の適正な管理運営に支障を生じることになる。

そのため、刑事施設の長は、このような事態を回避するために、差入物品の申出を一定限度制限する必要があるところ、差入物品の処理については刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられており、したがって、平日の執務時間以外の時間帯に差入業務を実施するかどうかは、刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられている。

本件センターにおいては、官庁の執務時間以外の登庁勤務者の勤務内容等を規定した令和4年3月28日付け本件センター長指示第34号「保安事務当直勤務について」(乙93。以下「指示34号」という。)や、送付に係る金品等の取扱いについて規定した平成23年5月30日付け本件センター長達示第13号「送付に係る金品及び仮留金品の取扱要領の制定について」(乙94。以下「達示13号」という。)を定めている。

その上で、本件差入物品の受付から原告への引渡しまでの経緯を改めて整理すると、次のとおりである。

本件差入物品は、勤務時間外である令和4年4月16日(土)に、本件センターに郵送された。そのため、同日の事務当直者は、指示34号の記4(2)アに基づき、被収容者人名簿、同姓同名者リスト、満期釈放者名簿及び移送者名簿等を参照し、本件差入物品の名宛人である原告が、間違いなく本件センターに在所していることを確認した後、指示34号の記4(2)ウ(ウ)に基づき、本件差入物品に称呼番号を記載し、同月17日(日)の事

務当直者に本件差入物品を引き継いだ。また、同月17日(日)の事務当直者は、指示34号の記4(2)ウ(ウ)に基づき、翌18日(月)の勤務終了時に会計課職員に本件差入物品を引き継いだ。

そして、上記会計課職員は、同日、達示13号別紙4(3)アに基づき、小包簿に受領印を押印して、原告宛の小包(本件差入物品)を含む小包を受け取り、庶務課受付係に同小包簿を返戻し、その後、前週末に受付した未処理分並びに週休2日分及び令和4年4月18日(月)に受け付けた小包について、達示13号別紙4(3)イないしエの処理を順次行った(なお、本件センターにおいては同月1日に組織改編が行われ、達示13号にある「経理課」は「会計課」となったため、達示13号において「経理課」とあるのは「会計課」を意味する。)

被告準備書面(2)(12ページ)で述べたとおり、上記会計課職員が本件差入物品につき達示13号別紙4(3)イないしエの処理に取りかかったのは同月19日であるところ、本件差入物品に「ご連絡」と題する文書が含まれていたことから、信書に該当するか否かの検査を担当する部署に確認したところ、翌20日、信書に該当しない旨の判断がされたため、差入物品としての処理を進め、翌21日に原告に引き渡された。

以上のとおり、本件センターは、本件差入物品について、法令及び達示13号に基づき検査等を実施して原告に引き渡したものである。

イ 原告は、本件差入物品の処理が甲43の規定に違反する旨主張するが、甲43(喜連川社会復帰促進センター被収容者外部交通実施要領)は、被収容者に対し、外部交通(被収容者が、外部の者等と意思の伝達を図る手段として、正当な手続を経て行う面会、信書の発受及び電話等による通信をいう。)を適正に実施するために定められたものであり、本件差入物品のような送付された金品等の取扱いを定めたものではないため、原告の主張は前提を誤っている。

また、原告は、「特別面会申入書」と題する文書(甲81)を根拠に、本件センターが本件面会を事前に把握していたとも主張するが、原告の訴訟代理人弁護士が、令和4年4月22日に原告との面会を実際に申請するか否かは、面会申込票(乙52)の提出がされて初めて明確になるものであるし、甲81によって、本件センターが本件差入物品の処理を早めることを義務付けられる根拠もない。

ウ したがって、原告の主張は理由がなく、処遇スが国賠法上違法とは認められない。

4 処遇クについて

(1) 原告の主張

原告は、金属製品のバリを取り除く作業には従事したことがないとして、「2021年10月5日から同年11月17日までの間」「立位での作業が1週間につき概ね15時間を超えていた」旨主張する(原告準備書面(8)37ページ)。

(2) 被告の反論

原告が、令和3年10月5日から同年11月17日までの間、金属製品製造等作業(金属製品製造、その他製造等、化学製品製造作業)に指定されていたことは、被告準備書面(1)(14ページ)及び被告の令和6年9月5日付け準備書面(5)(5ページ)で述べたとおりであるところ、原告が金属製品のバリを取り除く作業に従事していなかったにしても、原告が指定されていた金属製品製造等作業が作業区分表上、全てB作業に当たり(乙75・12及び13枚目)、また、全て原則座業であることは、被告が従前主張していたとおりである。

なお、この点に関し、若干ふえんすると、令和3年10月当時、原告が属していた工場においては、金属製品製造等作業として、金属製品のバリを取り除く作業が行われていたほか、メンテホール(車の機器のメンテナンスス

ペース用の丸い金属製の蓋) シール巻き作業、グロメット(メンテホール等の部品を留めるためのプラスチック製の留め具) 組付け作業、プラスチック製品組立作業(組付けが終了したグロメットにスポンジ製のワッシャーをはめ込む作業)、グロメット取付け作業(電動ドライバーを使用し、シール巻き作業が終了したメンテホールにグロメットを取り付ける作業)、ボールペンを組み立てる作業等の金属製品製造等作業が日常的に行われていた。そして、同工場のように、複数の作業職種を指定し、多数の作業内容が存在する場合において、同工場に属する被収容者に作業を行わせる際は、行わせる作業についてのみ、作業内容に係る教育を行っていた。

そして、原告は、令和3年10月5日から同年11月17日までの間、金属製品製造等作業に指定され、メンテホールシール巻き作業等に従事し、同月11日付けで運搬係に追加指定され(乙76)、同日にハンドリフター使用作業の作業導入教育等を受け(乙95)、翌12日以降、運搬係に従事した。なお、原告が従事していた金属製品製造等作業は、いずれも座業を原則とするものである(以上につき乙96)。

以上のとおり、原告は、令和3年11月11日付けで運搬係に追加指定されるまでの間、作業区分表上B作業に当たる金属製品製造等作業(原則座業)のみに従事していたものであり、原告の主張は理由がない。

5 処遇オについて

(1) 原告の主張

原告は、「警視庁公安部・青山望 完全黙秘」(以下「本件購入書籍」という。)については、原告が獨協病院を一時退院した令和2年9月19日に本件センターが原告に交付していることからすれば、同日までは本件センターが同書籍を保管しており、本件センターの原告の居室に保管されていなかったものであるから、本件センターの業務負担の増加及び弊害は生じない旨主張する(原告準備書面(9)2ないし4ページ)。

(2) 被告の反論

ア 本件購入書籍は、原告から購入の申込みがあった書籍であるところ、購入の申込みをした被収容者が外部医療機関に入院中の場合は、本件センター職員が本件センターに納品された書籍を当該医療機関へ持参し、被収容者本人に当該書籍を確認させ、指印を徴した後、本件センターへ持ち帰り、被収容者の保管私物として、当該被収容者の居室において保管することとなっており、本件購入書籍も同様の取扱いがされ、原告の保管私物として原告の居室に保管されていたものである。

イ 本件購入書籍は、前記アのとおり、原告の保管私物であったところ、そのような保管私物である本件購入書籍を外部医療機関に入院中の原告に閲覧させることにより、本件センターの業務の負担増加及び弊害が生じることは、被告準備書面(4)(13ページ)及び被告準備書面(6)(5及び6ページ)で主張したとおりである。

ウ 原告の主張は、本件購入書籍を本件センターが保管していたことを前提とするものであるが、その前提が誤っており、理由がない。

第2 結語

以上のとおり、原告の主張は理由がないから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以 上